

## 船舶事故調査報告書

令和7年6月4日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 高橋 明 子

<b>事故種類</b>	釣り客負傷
<b>発生日時</b>	令和5年7月19日 18時30分ごろ
<b>発生場所</b>	福井県敦賀市立石岬北北西方沖 立石岬灯台から真方位334° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯35°47.2′ 東経136°00.2′）
<b>事故の概要</b>	遊漁船第三瑞祥丸は、北西進中、船体が大きく動揺した際に船首部甲板上に座っていた釣り客が負傷した。
<b>事故調査の経過</b>	令和6年11月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。なお、後日、1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第三瑞祥丸、9.1トン FK2-2380（漁船登録番号）、個人所有 14.95m（Lr）×3.43m×1.09m、FRP ディーゼル機関、450.10kW、平成21年2月 第290-60753号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照） 
<b>乗組員等に関する情報</b>	船長 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年3月26日 免許証交付日 令和4年5月20日

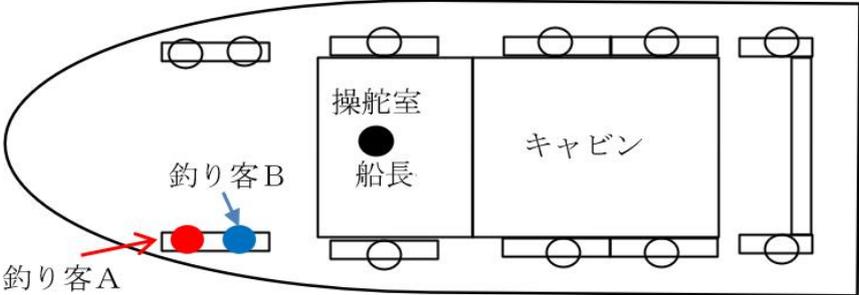
	(令和10年3月25日まで有効) 釣り客A 44歳
死傷者等	重傷 1人(釣り客A)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1.0～2.0m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客Aほか釣り客11人を乗せ、遊漁の目的で、令和5年7月19日18時00分ごろ立石岬北西方沖の釣り場に向けて敦賀市浦底の係留地を出航した。</p> <p>釣り客Aは左舷船首部の椅子の船首側に、釣り客Aの知人の釣り客(以下「釣り客B」という。)はその船尾側にそれぞれ左舷方を向いて腰を掛けていた。(図1参照)</p> <p style="text-align: right;">○その他の釣り客</p>  <p style="text-align: center;">図1 釣り客等の位置</p> <p>操舵室で手動操舵により操船していた船長は、立石岬南東方を約12～13ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で北西進中、船首方からの高さ約1.0～1.5mの波を認め、18時15分ごろに10kn以下に減速したが、釣り客A及び釣り客Bは、船体が大きく動揺した際にそれぞれ座っていた椅子から甲板上に飛ばされた。</p> <p>飛ばされた後、釣り客Aは、椅子に腰を掛けていると船外に飛ばされるかもしれないと思い、椅子に座らずに船首部両舷の椅子の間の甲板上に座っていた。</p> <p>釣り客Bは、操舵室付近まで飛ばされ、ポールに<sup>つか</sup>まっていたところ、右舷船首部の椅子に座っていた釣り客2人も椅子から落ちて、甲板上に座って同椅子に掴まっているのを見た。</p> <p>(写真2 参照)</p>



写真2 椅子から落下後の釣り客A及び釣り客Bの位置

船長は、波が高かったので、いつも以上に減速し、他船や船首方からの波の状況に注意を向けながら操船しており、船首部の釣り客の様子については、確認できていなかった。船長は、これ以上大きな波になると船体動揺が大きくなるので釣り場を敦賀湾等の比較的穏やかな海域に変更することを考えていた。

釣り客Aは、船首部中央の甲板上で船尾方を向いて座っていたところ、18時30分ごろ正船首方からの高さ約2.0mの波を乗り越えて船体が更に大きく動揺した際、操舵室の方に飛ばされ、気が付いたときにはうつ伏せ状態で倒れていた。

釣り客Aは、胸部に激痛を感じて動くことができず、釣り客Bに介助されて船尾部のキャビンに移動した。

船長は、他の釣り客から釣り客Aが倒れたことを聞き、機関を中立として、キャビンで釣り客Aに負傷状況を確認したところ大丈夫との回答があり、釣り客Bからも大丈夫との回答があったので、波の穏やかな敦賀湾内の釣り場に移動して遊漁を始めた。

釣り客Bは、釣りをしながら時折キャビンに移動して釣り客Aの状況を確認した。

船長は、周囲の見張り及び釣り客の手助けを行いながら、釣り客Aの状況を時折確認し、遊漁終了時間まで遊漁を行い、本船は20日00時30分ごろ係留地に帰航した。

釣り客Aは、釣り客Bの介助を受けて下船して帰宅した後、痛みが治まらなかったため、後日、病院に行ったところ、4週間の治療期間を要する胸椎圧迫骨折と診断された。

(付図1 事故発生場経過概略図 参照)

その他の事項

船長は、平成28年11月22日、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第3条に基づき、自身を遊漁船業務主任

	<p>者として福井県知事登録を受け、遊漁船業を営んでいた。</p> <p>本船の業務規程における風速等の出航中止基準は、海上警報等の発表、若しくは波高2m以上、風速10m/s以上又は視程500m未満となっており、帰航基準も同様である。</p> <p>本船の業務規程には、安全確保のために船長及び業務主任者が遵守すべき事項として、次のことが定められていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りをを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。</li> <li>・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。</li> </ul> <p>船長は、ふだんから出航前日及び当日に天気予報を確認し、出航後に波が予想以上に高い場合には、敦賀湾内に引き返して遊漁を行っていて、本事故当日は、波の高さが約1.5mから約1.0mに下がる予報を確認していた。</p> <p>釣り客Aは、本船よりも小型のプレジャーボートに乗船して釣りを行った経験が20回程度あったが、本事故当日のような波の高さの中の航行は初めてのことで、本船の出航後、動揺が始まってから激しく上下に揺れていたのが怖さを感じていた。</p> <p>釣り客Bは、敦賀市の遊漁船に100回以上の乗船経験があったが、本事故当日のような大きな船体動揺は初めての経験であった。</p> <p>釣り客Aは、本船が敦賀湾内で遊漁を行っている間も胸部に痛みを感じていたが、他の釣り客のことを考えて、船長に帰航してほしいとすることができなかった。</p> <p>運輸安全委員会が同種事故の再発防止を目的として発行している運輸安全委員会ダイジェスト*1によれば、波により船体が動揺する場合、「十分な減速」と「旅客を船体中央より後方の位置に乗船させること」が必要であると分析されている。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、立石岬南東方沖を北西進中、船長が、船首方からの高さ約1.0～1.5mの波を受けて船体が動揺していた際、船首部の釣り客が椅子から飛ばされたり落ちたりしていることに気付かず、十分に減</p>

\*1 運輸安全委員会ダイジェスト第35号「小型旅客船の安全運航に向けて～ドンッ！腰が痛い！小型旅客船における旅客の脊椎骨折事故の防止のために～」

[https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No35\\_all.pdf](https://jtsb.mlit.go.jp/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No35_all.pdf)

	<p>速させることも、本船を停止して船首部の釣り客を船体中央部より後方に移動させることもしなかったことから、高さ約2.0mの波を乗り越えた際に船体が更に大きく動揺し、船首部中央の甲板上に座っていた釣り客Aが船尾方に飛ばされ、胸部を打って負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、船首方に高さ約1.0～1.5mの波を認めて約10knに減速したが、波の状況に意識を向けて操船していたことから、船首部の釣り客の状況に気付かず、本船を停止して船首部の釣り客を船体中央部より後方に移動させることなく航行を続けたものと考えられる。</p> <p>船長は、約1.0～1.5mの波を受けて船体が動揺していた際、船首部の釣り客の状況を確認し、本船を停止して船首部にいた釣り客を後方のキャビンなど船体中央部より後方に移動させることによって、本事故を防止できた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が立石岬南東方沖を北西進中、船長が、船首方からの波により船首部にいた釣り客が甲板上に飛ばされたことに気付かず、十分に減速させることも、釣り客を後方に移動させることもしなかったため、その後、高い波を乗り越えた際の船体動揺により、船首部中央の甲板上に座っていた釣り客Aが船尾方に飛ばされ、胸部を打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遊漁船の船長は、波の状況のみならず、釣り客の状況にも常時注意を払いつつ、船体動揺による乗客等への危険が予想される場合には、乗客等に注意を促すとともに船体中央部より後方に移動させること。</li> <li>・遊漁船の船長は、波の影響により船体が動揺するときには、安全な速力まで十分な減速を行い、船体動揺の軽減に努めること。</li> <li>・遊漁船の船長は、負傷者が発生する事故が起きた際、業務規程に定められた連絡先（海上保安庁・漁業協同組合・連絡責任者）に事故発生を連絡するとともに、遊漁を中止して速やかに帰航すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

